

令和4年度柴田町議会6月会議会議録（第5号）

出席議員（18名）

1番	石森靖明	君	2番	伊東潤	君
3番	吉田清	君	4番	小田部峰之	君
5番	森裕樹	君	6番	加藤滋	君
7番	安藤義憲	君	8番	佐久間光洋	君
9番	平間幸弘	君	10番	桜場政行	君
11番	吉田和夫	君	12番	秋本好則	君
13番	大坂三男	君	14番	佐々木裕子	君
15番	広沢真	君	16番	白内恵美子	君
17番	平間奈緒美	君	18番	高橋たい子	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸敏見	君
会計管理者兼 会計課長	八矢英二	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	水戸英義	君
まちづくり政策課長	沖館淳一	君
財政課長	藤原輝美幸	君
税務課長	遠藤稔	君
町民環境課長	一条敏貴	君
健康推進課長	水戸浩幸	君
福祉課長	佐藤潤	君
子ども家庭課長	亀井和招	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	加藤 栄一 君
商工観光課長	天野 敬 君
都市建設課長	池田 清勝 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	日置 幸枝 君
危機管理監	平間 信弘 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	佐藤 正人 君
生涯学習課長	大宮 かつ子 君
スポーツ振興課長	小林 威仁 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議会事務局長	大山 薫
次 長	太田 健博
主任主査	今野 裕介

議事日程 (第5号)

令和4年6月10日(金曜日) 午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 3号 柴田町犯罪被害者等支援条例
- 第 3 議案第 4号 柴田町議会議員及び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 5号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 6号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 7号 財産の無償貸付について
- 第 7 議案第 8号 令和4年度柴田町一般会計補正予算

第 8 陳情第 1 2 号 女性トイレの維持及び安全安心の確保について（陳情）
陳情第 1 号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求め
る陳情

第 9 民生委員推薦会委員の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において9番平間幸弘君、10番桜場政行君を指名いたします。

次の日程に入る前に、昨日、柴田町選挙管理委員に当選されました皆様を紹介いたします。

それでは、お一人お一人自己紹介をお願いいたします。

○選挙管理委員（手代木文夫君） 第11C区に住んでおります手代木文夫君と申します。よろしく
お願いいたします。

○選挙管理委員（トヨカワミツオ君） 第6A区のトヨカワミツオと申します。よろしく
お願いいたします。

○選挙管理委員（ミトイチロウ君） 第12A区のミトイチロウでございます。よろしく
お願いいたします。

○選挙管理委員（イガラシマユミ君） 第29B区のイガラシマユミです。よろしく
お願いいたします。

○議長（高橋たい子君） それでは、代表して手代木文夫君さんからご挨拶をお願いいたします。

○選挙管理委員（手代木文夫君） 選挙管理委員を代表させていただき、ご挨拶を申し上げます。

柴田町議会6月会議におきまして、議員の皆様より私たち4名を柴田町の選挙管理委員に選任いただき、誠に身に余る光栄に存じます。 公職選挙法に基づき、明るく正しい選挙の執行に努めてまいりますので、今後ともご指導、ご支援を賜りますようお願いいたします。

簡単ではございますが、御礼の言葉とさせていただきます。お時間をいただき、ありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） ご苦労さまです。よろしくお願ひいたします。

日程第2 議案第3号 柴田町犯罪被害者等支援条例

○議長（高橋たい子君） 日程第2、議案第3号柴田町犯罪被害者等支援条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番秋本好則君。

○12番（秋本好則君） 秋本です。中身についてちょっと理解できないところがありますので、説明をお願いしたいと思います。

まず、第4条の第2項なのですが、関係機関と連携し、及び協力するものとする。これはどうということなのか、どういうふうな機関と何を相談するのか、これがよく分かりません。

それと、第5条の第2項、就労及び勤務について十分配慮するように努めるものとする。努めるようにするということは、しなくてもいいということですよ。努めるですから。この辺が何を配慮するのか、そしてどのようにするのかということが、もう少し具体的に書かないと分からないと思うのですが。

それと、第6条、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行う。必要な情報とは何を言っているのですか。何を伝えて何を伝えないのか。何かその辺が分かりません。

それと、第8条、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保、その他必要な措置を行うというのは、これは個人情報流れないということの意味しているのでしょうか。であれば、はっきりそのことを書いた方がいいと思うのですが、以上のことがちょっと分からないので、ご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） まず、第4条の第2項、関係機関ということのお話がありました。ここでいう関係機関といいますと、用語の説明の中で、定義の中であつたかと思ひます。第2条の第1項第4号関係機関というようなところで、国、県、警察、その他の関係機関ということで、柴田町を除く自治体ですかね。あとは、犯罪被害者の支援に関係します民間

団体等、そういったところとの連携及び協力というようなことになります。

続きまして、第5条の2項、十分配慮と、就労及び勤務に十分配慮というようなお話ですが、裁判等になりますと、当然そのためにお仕事を休んだりとか必要になってくるかというふうにも思いますし、また職場内での2次的被害に遭わないようにするというような配慮が求められるということになります。努めるものとするというようなやんわりとした表現にはなっておるのですが、事業者さんの責務というようなことで、この辺は努めるではなく、するものとするというような表現の考え方もあるかというふうには思うのですが、この辺は県内の状況だったり、仙南の状況を考えて、この辺は統一した文言を使わせていただいております。

第6条、何を、どのようなものを想定しているのかというようなことなのですが、相談窓口のほうを設置いたしまして、犯罪被害者からの相談、問合せを受けまして、各種の支援制度がございます。今回、支援金の件もございますけれども、それ以外の支援制度、多岐にわたる部分がありますけれども、住宅の関係でしたり、届出関係ですね、まず殺人とかであれば死亡届、住民票の手続とか健康保険証、年金、税金、生活保護、そういったものの手続に関しての支援を行っていくというような内容になってございます。

8条、個人情報の適切な取扱いの確保ということで、まさしくその個人情報の部分、秋本議員さんおっしゃるとおりの部分だというふうに思います。支援の事業者さんに対してその辺、適切な情報管理を促すということをこちらのほうでは規定してございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ございますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君） 多分、私もそういうふうには考えていたのですが、それであれば、例えば4条とか5条について、何で配慮するとか、情報提供というのが、就労とか仕事とか住居に対する情報だというのであれば、就労及び勤務できるように支援していくと一言で言っちゃったほうが、はっきり分かりやすいんじゃないかと思うんですね。

それと、例えば8条であれば、適切な情報の取扱いであれば、個人情報等が他に流れないようにする、そして守ると、はっきり説明したほうが、何か分かりやすいような感じで、全てを後で規則で決めるとなると、ちょっと変な言い方をしちゃうと、何となくになってしまうというおそれがあると思うんですよ。

あと、それと第1条、この目的のところ、ここのところもよく分かりにくいのはっきりと、町民の被害者等あるいは犯罪被害者等が再び被害を受けないように保護していくんだということをはっきり言ったほうが、より確実にいけると思うのですが、なぜこういう表現ができない

のか、ちょっとそこをお聞きしたいのですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） まず、この犯罪被害者等の支援条例につきましては、まず基本理念、理念条例ということで制定のほうをさせていただいております。このような表現になっているという部分があるかと思えます。

あとは、犯罪被害者等の基本法、国のほうの法律になりますけれども、こちらとの兼ね合いというんですかね、国のほうの法律との関係性から、このような表現を使わせていただいているということでご理解いただければと思います。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君） 全体的な流れからして、そのような方式だということは分かるのですが、ただ、住民に一番近い立場にいるのが、私たちの町の立ち位置だと思うんですね。であれば、はっきりとここで、何も全国統一の文言にすることはないと思うんですよ。柴田町は柴田町の考えがあるから、再び犯罪被害者等が被害を受けないように保護しますと一言言えば、それで済むのですけれども、そういうことはできないものでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） いろんな想定はできるというふうには考えてございます。ただ、犯罪被害に関しましても、町内だけで起きるものでもございませぬし、仙南もしくは県内、国内ということで、広範囲にこの辺、関係してくる部分もあるかというふうに思います。その辺は仙南におきましては、角田市が今回まだ条例制定のほう、議会のほうには上程していないというようなお話を聞きますけれども、仙南で足並みをそろえながら、犯罪被害者の支援を行っていくという立場で、このような条例のほうを制定させていただいております。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。1番石森靖明君。

○1番（石森靖明君） 1番石森です。第2条の5号、定義のところですがけれども、町民で一番最後、団体というふうになっているのですけれども、これは解釈としては団体そのものを指しているのか、団体に所属して活動している を指しているのか、そちらの解釈を教えてくださいたいと思います。

それから、今回、5条で町民と事業者に対する責務が発生するわけですがけれども、これについての町民への周知について、どのようなお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） 第2条の第5号、団体ということなのですが、ここでは団体そのものというふうに解釈していただいてもよろしいかと思えます。

それから、第5条です。周知の方法に関しましては、今、町のほうで情報提供を行っておりますけれども、お知らせ版等でやはりこちらのほうは広報していきたいというふうに思えます。また、事業者さんということで、なかなかお知らせ版を見る機会もない方、いらっしゃるかと思えますが、それ以外の方法といたしましては、例えば町内の工場等連絡協議会等、そういった団体、もしくは商工会さんのほうにご協力をいただくなどして、事業者さんのほうへの周知を行ってきたいというふうに考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○1番（石森靖明君） 2条の5号の件ですけれども、ほかの自治体の条例、同じような条例を見ると、団体という表現をしているところはもちろんあるのですが、町内で事業活動を行っている者というふうな表現をしているところもあって、今のお答えだと、団体そのものだったのですけれども、今回、先ほどの答弁でもあったように、仙南地区の足並みをそろえるという意味で、今回このあえて団体としたということよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） この辺の文言につきましても、仙南のほうでほぼほぼ同じような文言、使わせていただいているということになります。団体といいますと、活動している事業者さんのほかにも、おっしゃいますようないろんな活動団体を含めた意味での団体というふうにご理解いただければと思います。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 16番白内です。第6条に「犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ」とあるのですが、第2条の3号の2次的被害にもあるように、精神的な苦痛とか身体の不調、経済的な損失等の被害をいう、2次的被害は、ということが載っています。ここの部分がとても大事かと思うのですが、町ではどの課が、どのような方が相談に応じるのでしょうか。そして、その本人が相談してこない限り、犯罪に遭っても、町としては特に何もしないのですか。この金額等もありますけれども、どのようにつながっていくのかなというのが、ちょっと私はこの間の説明では分からなかったのですが、実際に被害に遭った方に対して、町はどのように声をかけていくかというか、本人が動かないと駄目なのかというところもお聞きします。

それから、第9条です。「犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し」とあるのですが、先ほどの質問とも似ているのですけれども、どのような形で意見や要望を聴取するお考えなのか伺います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） 第6条ですかね、問題についての相談に応じというような文言、あと第2条の2次的被害というようなことでのお話もありました。確かに犯罪が起きてしまった後、2次的な被害というのが起きないようにするというのが、具体的に言いますと、いろいろな誹謗中傷だったりとか、新聞報道等による過剰な取材だったりとか、マスコミのほうの取材だったりというようなことが考えられるのかなと思いますし、ここの部分は本当に大切になってくるのではないかなというふうな認識は持っております。

町が直接、犯罪被害者の方への支援ということで、いろんなその相談の窓口だったりというようなこと、いろんなケースがあると思うのですが、全部を全部、町が全て行うというのは難しいというふうに考えております。現在も、実際に生活に身近な部分としては、町が寄り添って相談に乗って、解決方法を見いだすというようなことはできるのかなというふうには思うのですが、どうしてもそれ以外の部分に関しては、県のほうの相談窓口だったり、宮城県の被害者支援センターというようなところがありますし、法律的なものもございますし、多岐にわたる相談については、そういった窓口もございますので、県のほうの窓口等もございますので、そういったところへ町からつないでいくというようなスタンスの今回の条例となっております。

あと、ご本人さんが、被害者の方が申し出ないと動けないのかというようなご質問もありましたけれども、こちらに関しましては、やはり警察との連携を深めていきながら、警察のほうからそういった動きを促していただいたりとかということになるかというふうに思います。やはり周りの方からというよりはご本人さん、もしくはそのご家族の方とかといった方々から申請なりご相談をいただかないと、なかなか動くことができないというふうに思いますし、実際にその相談に乗っている最中も、警察等のやはりその捜査状況とかというのものもあるかと思うので、そういった部分を連携を図りながら支援のほう、行っていくのかなというふうな形になるかと思えます。

すみません、最後は第9条ですかね。意見の反映ですね、すみません。意見の反映につきましては、そういう支援を行っていく中で、いろんなやはり要望とか、そういったもの、意見が出てくるかと思えます。そういったものをこちらの施策のほうに今度は反映していけるように

ということで考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。白内議員。

○16番（白内恵美子君） この条例について、住民へ周知する際にはどこに相談すればいいのか。もし犯罪に遭って、その後困ったことがあったら、町のどこに相談すればいいのかということをもまず明記して、実際に全て町ができるわけではなくて、つないでいくとさっきもおっしゃっていたけれども、つないでいくということになる可能性もすごく大きいかとは思いますが、最初の窓口は町ですよというか、町でできますよということもきちんと入れておくというのは大事だと思うんですね。

それと、でも、逆に犯罪に関することだと、町に言うというある意味、2次被害というか、ほかの人に知られる可能性が高いので、直接県に相談したいというような方だっていらっしゃるだろうから、だからそこに併記して載せておく、県のはどこですよとかということもきちんと載せておくと思ふかなと思ふんですね。

それで、9条のほうのその意見については、どこに意見や要望を言っているのかということも含めて、きちんと分かっていないと、いろんな思いを持っていてもそれを出す場がないと、実際に施策に反映はされないわけですから、町もそういう意見や要望は積極的に聞きますよということを、どこか分かるように知らせていくことが必要なんじゃないかなと思ふのですが、お考えは。

○議長（高橋たい子君） 答弁をいただきますけれども、白内議員、恐れ入ります、条文に対しての質疑ということでお願いをしたいと思います。よろしいですか。政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） まず、窓口の関係ですかね、窓口に関しましては、一番最初にやはり犯罪被害者、まずは事件にならなければいけないですので、ここは警察ですかね、警察がまずは一番最初に相談には乗るような形になるんだというふうに考えてございます。それで、町からその被害者なり遺族の方に関しては、警察のほうから、町のほうでの窓口もあるので、そちらのほうに相談してはいかがかというような形になっていくのではないかなと思ふます。

必ず警察が関与いたしますし、犯罪かどうかというのを判断するのも警察なので、そこは先ほども申し上げましたとおり、警察と町の間でそこら辺の情報のやり取りというのが何回か必要になってくるのではないかなというふうに思っております。

また、第9条の被害者等の支援に関する施策に反映というようなことなのですが、意見を出す機会というか、そういったもの、何かその施策に関しての意見はないでしょうかとい

うようなことを言っても、なかなかその被害に遭われた方はそこまで考えられないと思うのです。やはり今、現実の目の前のことしか考えられないというふうに考えていますので、その意見、相談の中で、いろんな問題というのが多分出てくると思いますので、その中からやはり町のほうで拾い上げていくというようなやり方が一番よろしいのではないかなというふうに考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号柴田町犯罪被害者等支援条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第4号 柴田町議会議員及び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第3、議案第4号柴田町議会議員及び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号柴田町議会議員及び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第6号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第4、議案第5号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第6号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題といたします。

本件2件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案番号及び議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論に当たっては、議案番号及び議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第6号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号 財産の無償貸付について

○議長（高橋たい子君） 日程第6、議案第7号財産の無償貸付についてを議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番秋本好則君。

○12番（秋本好則君） 秋本です。何点かお聞きしたいことがあります。

これの無償貸付けなのですが、条件というのはつくのかつかないのか。例えば無償貸付けしたときにどのような利用方法があるのか。例えばちょっと考えただけでも、例えば有料駐車場にして使うとか、例えばグランピングの用地にして使うとか、そういった使い道の制限なり条件というのはつくのかどうかをまずお聞きしたいと思います。

それと、期限は書かれているのですが、その期限のときに返還を求めることになると思うのですが、そのときに、それまでに体育館用地として使うためにいろんな設備、例えば街灯をつけるとか、舗装するとか、いろんな条件がつくと、設備がつくと思うんですね。そういったときに、そういったものの所有権はどうなってくるのか。

それと、あとは、例えばこれを無償で、無条件で貸した場合の又貸しということも考えられるのですけれども、そういったことを禁止するとか、そういう条件、いろいろな条件があると思うのですが、そういった条件なしでやるのか、何かその辺がちょっと不安なのですけれども、どのような形なのか、その利用方法についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） まず、1点目の条件がつくのか、制限、あと3点目で又貸しの件がありました。まず、使用貸借という民法上の使用、土地の使用貸借という契約を結ぶこととなります。その今回の無償貸付けの目的は、総合体育館のその包括事業契約を結んだ、その体育館としての事業、またその企画・設計・建築に要する期間も貸与することになっています。その目的がその体育館の事業であって、今度は制限となると、その契約書の中では、例えば又貸しの禁止、あとはその権利の譲渡も禁止、あとは担保の設定ですかね、そういったものも契約の中で禁止にはしております。

グランピングとかというお話もありましたが、そういった個別の事業については、実際に供用開始するときの指定管理者、そちらの制度に移行しますので、その指定管理者制度のスキームの中で、我々、町のほうできちんとコントロールしていくようになります。

なお、設備等、こちらも全て、実際には保有するNTT・TCリースという会社がまず保有して、維持管理会社がそれらを維持していくということになりまして、使用貸借というのは必ず期限を設けることになっています。この事業期間が終わりましたら、全て町のほうに無償譲渡されるという内容でございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君） そのような条件がつくということをごここに書かなくていいのか。まずその辺をお聞きしたいと思います。

それと、これは途中の審議会である区長さんが話をされていたのですが、あそこのところは都市下水路が通っているの、このところは越水するんだという話がありました。そのようなときに、そこに水害が出た場合の被害補償的なものはどのような考えなのか、お聞きしたいと思います。

それと、建物が完成したときに多分、建物についている担保はつくと思うのですが、そうすると自動的にその担保は土地にも及びますよね。そうなっていったときの何かの制限というものは出てこないのか。

以上、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） 都市下水路の関係ですけれども、今回は資料のほうでは赤い線には入ってございません。これは土地ではなくて下水路なので、占用許可ということで申請を出していただいて町のほうで許可するものですが、この土地やその都市下水路の関係で、そういう自然災害など、土地のほうに何かしらこう、損害が生じた場合、まず基本的には、町のほうが負担するようにはなるかと思えます。ただ、設備のほうについては、その指定管理者との協議の中で、軽微なものは指定管理者のほうで修繕としていくようになりますが、基本は町のほうで、その補償とかという概念は特にはございません。

あと、担保ですけれども、こちらの使用貸借の場合、あまりその担保というのは発生しないようです。もちろん契約のほうでは、担保は禁止というふうにはしていますので、現実的には考えられないです。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。（「失礼しました」の声あり）どうぞ。

○財政課長（藤原輝美幸君） すみません、議案のほうにこの契約の内容を明記するかどうかですけれども、こちらは地方自治法で今回上程している内容ですが、大体これで終わりなんですね、使用貸借については、契約の方法、契約を必ずしなければならないというものではないのですけれども、当然、議員がご心配するとおり、ただ単に貸すと、やはり借主のほうで自由な使い方をされてしまうと。だから、それを妨げるために、今回議決をいただきましたら土地の使用貸借契約を結び、きちんと管理していくということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君） このところではそういったことは明記しないけれども、契約を結ぶので、その契約に書かれているということは理解しました。ただ、そういうことであれば、例えば建物を、どういう形になってくるのか分かった時点で、その契約、無償貸借の契約なり、やってもいいような気がするのですが、ここで何も分からない状況で今、契約しますからということで、今これをやる必要はないのかな、ちょっと考えたのですけれども、それはどうなのでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） 今回の官民連携事業については、その設計・建設・維持管理・運営までの20年間のうち、今年度については行政財産として町が管理し、その中で、例えば土壌の検査であるとか、そういったことを今年1年やっていきます。実際に、建築に着工する令和5年度から、これはあくまでその使用貸借として、全て選定事業者のほうにお貸しして事業を進めていただくということですので、建物ができてからということではなく、あくまでその建設がスタートするときからということでございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。1番石森靖明君。

○1番（石森靖明君） 石森です。一応確認なのですが、今回、無償貸付けの議案なので、関連してということになってしまうかもしれないのですが、仮にここに前、全員協議会で示されたように、給食センターが建った場合、その用地であったりとか、恐らく配送のトラックがこの土地の中を走るようになったりとか、そういった場合に、その町の裁量というか、で使い方を、ある程度交渉ももちろんあると思うのですが、そういった仕様の場合に支障のないような契約となっているかどうかだけちょっと確認させてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） 給食センター、例えばこういうふうにも町のほうで使用形態を変えたいという場合ですが、そもそもその使用貸借の契約については、貸主のほうに十分その権利といますか、力がございます。借主のほうは実際弱いということで、具体的には、選定事業者のほうはそもそも提案する段階でも、町のほうでのその土地活用を十分に變更して構わない、いわゆる町の使用のこの可変性を見越した提案をしているということで、仮に給食センターを、一部を、ここを使って配送車のトラックとかを置くとか、そういう場合はその指定管理者との協議によって決まると思います。ただ、協議というよりも、ほぼほぼもう町のほうの考え方、決断で進むと思われます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。秋本好則君。自席でどうぞ。

○12番（秋本好則君） 何点か今質問させていただきまして、少し理解を深めたところなのですが、正確に言いますと、これに反対というよりは分からないと、判断できないということで賛成ができないという形なのですが、今、体育館のほう、説明はずっと受けていたのですが、どのような形になるのか、構造がどうなるのか、あるいは仕様がどうなるのか、全く分からない状況で、ただ、総額で40億6,000万円かかるということしか分からない。そして、そのときにこの状態で今、いろんな物価が上がって資材が上がってきているときに、この話が出てきました。であれば、建物がどのような形で、はっきり分かった時点、そしてこの使われ方ははっきり分かった時点で、この議案が出てきて契約を結んでも遅くはないんじゃないかと。今やることではないんじゃないかなと判断いたします。

ですから、本当に 用地の無償貸付けが柴田 になるような使われ方をするのか、その契約の内容が分かった時点で無償貸付けにしてもいいような感じ、いたしますので……。

（「休憩お願いします」の声あり）

○議長（高橋たい子君） 暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開をいたします。

秋本氏より発言の要請が出ましたので、認めます。

○12番（秋本好則君） 秋本です。私の疑念を質問を通して述べまして、それについては随分伝わったと思いますので、反対討論を撤回したいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） はい。本人より発言の撤回が、ということが出ましたので、受けさせていただきます。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ないようでございますので、これをもって討論を終結をいたします。

これより、議案第7号財産の無償貸付についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 令和4年度柴田町一般会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第7、議案第8号令和4年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、地方債補正を含め歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。11番、吉田和夫君。

○11番（吉田和夫君） 吉田和夫でございます。

32ページの10款教育費2目の公民館費14節工事請負費、槻木生涯学習センターの事務室改修の工事なのですが、327万8,000円計上されて、説明、事務室の改修というようなことで説明はいただきました。

それで、4点ほどあるのですが、まず1点目が、移転のための工事なのですが

も、いつ完了するのが1点。

それから、2点目、工事期間中も施設の利用の制限はあるのかどうか。例えば隣の事務室、会議室、位置が隣同士なので、ここまで、1階まで駄目ですよとかという制限があるのかどうか2点。

3点目に、3月の会議にあったのですけれども、誤解のないようにということで、移転だとか廃止だとかというような意見も随分あるので、きちんと周知徹底するようにというようなことから3か月間たっているのですけれども、まだないようですので、周知したのかどうか、これ、3点目ですね。

4点目は、議案8号の事務室の平面図、ありました。その中で、平面図の中で右側は駐車場だと思いますよね。下のほうは側側の道路なのですけれども、下のところの記載台、ありますね。ホワイエの記載台。その下の灰色部分というのが新たなものなのか、何なのか。

この4点お伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

答弁の前に、周知の関係については総務課長のほうからいただきますので、そのほかの答弁ということでお願いいたします。

○生涯学習課長（大宮かつ子君） 槻木生涯学習センター事務室改修工事について、1点目のご質問でございますが、工事の完了の時期はということですが、11月末を予定しております。ただし今後、半導体ですとか資材の調達が予定どおり進まない事態も想定されますので、今の時点ではあくまでも目安と説明させていただきたいと思います。

それから、2点目です。工事期間中の使用制限ということなのですが、前年の使用実績から、なるだけその使用が少ない時期を選んで調整をさせていただいたところもありまして、1週間程度は安全確保のため、全館閉館することを予定しております。今回予算お認めいただきまして工事のスケジュールが確定しましたら、利用者の方に周知するとともに、町広報紙で周知を図っていきたいと考えております。

それから、3点目です。記載台、このお渡ししました、お配りしています平面図の記載台の下のところのこのグレーの、灰色の部分は何かということなのですが、実はこちらは、今でもここは屋外といいますか、今、木、ツキノキが飾ってあるスペースなんですね。ですから、何も、特にここに何かあるわけではなく、何か変化、こちらで工事箇所になっているわけではなくて、表現の仕方なのですが、外、建物の外という概念になります。木が、ツキノキを飾ってございますので、あとご覧になっていただければと思います。

私からは以上になります。

○議長（高橋たい子君） 続いて、総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（水戸英義君） 3点目、周知関係です。例規担当課、総務課のほうからお答えさせていただきます。

槻木事務所の移転について議会で、全協で2回ほど、資料の提供をしてまいりました。次の段階としては、9月会議において、移転関係の条例を提案するという予定になってございます。やはり正式に町民にお伝えするためには、議会関係の条例の可決を経て、移転までの半年間で周知を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○11番（吉田和夫君） 利用者の立場からすれば、先ほどの説明では、スケジュールを確定してから、広く町民の方に連絡するというようなことでしたけれども、そうすると、今回決まれば、工事の見積りなり業者なり、決定すると思うのですけれども、町民に知らせるのにはいつごろなのかというのが1点と、もう一つ、3月の予算編成会議でそういうコピー機の移転ぐらいから分かったわけですけれども、何のための工事かというのを、前回お話ししたとおり、槻木の人たちなんかは、廃止だと言っている人もいるし、移転だと言う人たちもいますので、何のための工事かと、移転するために、きちんと事務室をこういうふうにして改造して、皆さんに困らないようにしているんだという、こういうのを、工事が終わってからじゃなくて、やはり工事を進める前からきちんとお話ししたほうがいいんじゃないかなと。これはどうでしょうかね。

以上2点。

○議長（高橋たい子君） そういう表示をしてはという、しないのですかということですか。質疑ですので、提案などはちょっとお控えいただきたい。

○11番（吉田和夫君） 提案じゃなくて、工事をするんだったらきちんとそういうところまでしてやるべきが当然じゃないですかということで。

○議長（高橋たい子君） 分かりました。答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君） 先ほど答弁が逆になりまして申し訳ございませんでした。総務課長のほうが説明いたしましたけれども、9月で条例改正等を行いまして概要が決まっておりますので、工事のほうも、工事は一応予定では11月末ということでございますので、工事が始まる前には、もちろん利用者の方ですとか、町民の方に周知できるスケジュールになって

くるのではないかと考えております。

○議長（高橋たい子君） 補足で。町長。

○町長（滝口 茂君） 実質この議案が通れば、もう移転ということについては確定しますので、工事は11月ですし、また条例が9月ということではありますが、もうこの時点で認めていただければ、事前のアナウンスはさせていただきたいなというふうに思っております。

ですので、事前にこの槻木事務所を移転して、ここにもっと槻木事務所が利用しやすいように事務所を改善しますと、両方ですね、槻木事務所にも、それからこちらにも掲示をさせていただいて、槻木の方に誤解のないように事前に周知を図ってまいりたいというふうに思っております。あくまでもこの議案が可決された後にさせていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「ありません。その事前のアナウンスが聞けたのでよかったですと思います」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。12番、秋本好則君。

○12番（秋本好則君） 秋本です。30ページの土木費、土木道路橋梁費の中の一番下のところに、土手内排水区の用地、あるいは測量が出てきているのですが、この説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君） 30ページの土手内の地区排水路の用地買収等の関係でございます。こちらにつきましては、船岡土手内1丁目と2丁目のちょうど境になりますけれども、町道土手内5号線からの雨水排水管が町有地を通りまして、JRの下をまたいで船岡東1丁目側の都市下水路に流し込む仕組みになっております。土手内側にあります1.6メートル四方のますの一部、0.5平方メートルになりますけれども、民地側にはみ出しているということが判明いたしましたので、その部分を購入させていただくということで補正計上をさせていただいた次第でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑どうぞ。

○12番（秋本好則君） このところ、排水路、例えば水がたまるとか、そういう水害の用地ということではなくて、その設備が一部はみ出しているところがあったのでということなんですね。水害がここで起きたということではないんですね。確認したいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君） はい、議員おっしゃるとおりでございます。排水設備のますの一部がということでございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。1番石森靖明君。

○1番（石森靖明君） 1番石森です。25ページの2款1項3目情報政策費の委託料、メール配信システム更新業務委託料で476万3,000円計上されていますけれども、こちらの委託の内容についてお伺いします。

それから、27ページです。27ページの3款2項1目児童福祉総務費の工事請負費1,770万円計上してあるうちの児童福祉施設自動水栓の工事、1,665万8,000円の工事のこちらの財源についてお示してください。

また、その下の国庫補助金等の返還金で1,179万4,000円計上されていますけれども、こちらはどの事業に対する補助金の返還なのか、お願いします。

それから、30ページの8款1項1目土木総務費の補償金ですね、補償費で1,746万3,000円、こちらは議案の説明の中でありませうけれども、もう少し詳細な説明をお願いしたいと思います。

それから、もう一つ同じく30ページの道路維持費の修繕費1,000万円計上されていますけれども、こちらの修繕を実施する場所の詳細な場所、お示しいただければと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） 2款1項3目メール配信システムの更新業務の中身、内容になります。こちらはメール配信システムのリプレースということで、古くなったシステムを更新する内容になります。

1つ目といたしましては、まずサーバーの構築になります。あとはメール配信サービスのためのデータですね、データを移行する作業。それから、メール配信サービスのためのプログラムを改修する作業。あとは、動作の検証だったりとか、運用支援などのサポートを行うものでございます。

○議長（高橋たい子君） 続いて、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（亀井和招君） 27ページ、3款2項1目児童福祉総務費のまず14節工事請負費、児童福祉施設自動水栓及び温水設備取付工事の財源ですが、こちらのほうはふるさと柴田応援基金の繰入金を充当するものでございます。

もう1点ございました。その下の償還金利子及び割引料の国庫補助金等返還金、これにつきましては、令和3年度の子育て世帯等臨時特別給付金、国が5万円を、商品券5万円を現金でといったようなことで世の中を騒がせた事業でありましたが、本町においては全て10万円を現

金で給付したわけなのですけれども、その事業でございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 続いて、都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君） 30ページの家屋補償費1,746万3,000円の補正の詳細ということでございます。こちらにつきましては、町が昭和40年代から50年代に行いました団地造成事業におきまして、軟弱地盤による地盤沈下等が発生してしまう地区におきまして補償を実施しているものでございます。

対象の地区につきましては、槻木の葛岡団地、船岡西の根方団地、それから西船迫団地ということになりますが、合計で251区画について補償の対象区画ということになっております。

今回は、西船迫2丁目の3番区画にお住まいの方から、今お住まいの住宅におきまして、部分傾斜等が発生して不具合が生じているということでご相談をいただきましたので、補償してほしいという依頼の下に、町の家屋補償に関する要綱に基づきまして、沈下補償ということで行うものになります。

今回の補償工事の内容でございますけれども、そのお宅の地盤改良としまして、鋼管の圧入工法を用いて、29か所に鋼管の貫入を行います。それから、基礎工事といたしましてコンクリートの打設、そして給排水設備のほうも不具合が生じておりますので、そちらの入替えということで予定をしているものでございます。

続きまして、10節需用費の修繕料の関係でございます。こちらの主な修繕の内容でございますけれども、修繕の要望ということで寄せられております、29A区集会所手前の西船迫35号線の歩道部の縁石の修繕、それから槻木南浦公園からバイパスのほうに入りました。町道槻木124号線及び130号線の部分舗装の打ち替えを行います。それから、船岡、大光寺のところの船岡南10号線の側溝の入替えということで予定をしております。

それから、点検によりまして必要と考えております、船岡の北海屋前の町道船岡東30号線の視線誘導標、一般的にデリネーターということになりますけれども、そちらの修繕等も予定しているものでございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○1番（石森靖明君） メール配信システムの更新委託料についてなのですけれども、一般質問の答弁の中でも、今後、3Gのサービスが終了後にアプリに切り替えていく方針だというよう

な答弁もあったところだったのですけれども、ここ数年のうちにメールの配信システムが使い終わることを考えると、ちょっと高い更新料なのかなというふうにも思うのですが、その点も含めてしっかりと使ってほしいなどは思うのですが、本来、急にこのデータとかサーバーの更新が必要になったということの理解でよろしかったのか、その1点についてお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君） こちらはそのシステムの更新が必要になった、その判明した時期といたしますか、大変申し訳ありませんでした、これは本来であれば、当初予算に載せて予算要求できればよかったのかなというふうには思うのですが、実際にこのシステムのまだ不具合等は出ておりませんが、実際にこのシステムの更新が必要になったというのが判明した時期が、今年、令和3年の2月ということで、ちょっと当初予算の要求時期を逃してしまったというようなことがありました。

ただ、その逃した理由としましては、実際に町のほうでメール配信する際には、G o o g l eのC h r o m e等を使って配信のほうをしておったのですが、こちらのほうのシステム上、C h r o m eのほうで今度更新ができなくなったというのが、実際判明したのがその2月ということで、今現在はI n t e r n e t E x p l o r e rを使って更新をかけていますので、特段問題というのはないのですが、I n t e r n e t E x p l o r e r自体が今度は令和4年の6月16日移行、保守のほうのは切れてしまうというような状況もありまして、今回、6月のタイミングになってしまったというようなことでございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号令和4年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 陳情第12号 女性トイレの維持及び安全安心の確保について（陳情）

陳情第 1号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の
提出を求める陳情

○議長（高橋たい子君） 日程第8、陳情に入ります。

6月会議において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

いずれも議会運営委員会の協議により、配布のみの取扱いといたします。

日程第9 民生委員推薦会委員の推薦について

○議長（高橋たい子君） 日程第9、民生委員推薦会委員の推薦について報告をいたします。

町長から、民生委員推薦会委員について推薦依頼がありました。

よって、議会運営基準により議会運営委員会において協議の結果、委員には桜場政行君を推薦することにしましたので、報告いたします。

常任委員会の休会中の活動予定の件について、連絡いたします。

6月会議後の委員会活動予定については、お手元に配付いたしました内容ですので、ご承知願います。

これで、6月会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じますが、休会前に町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。町長。

○町長（滝口 茂君） 議長にお許しをいただきましたので、令和4年度柴田町議会6月会議を閉じるに当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

今回の会議では、令和3年度一般会計及び特別会計補正予算、繰越明許費繰越計算書など8件の報告、議案につきましては、提案申し上げました条例の制定及び改正4件、財産の無償貸付け1件、令和4年度一般会計補正予算1件の計6件、全ての議案につきまして原案どおり可決いただきましたこと、改めて御礼申し上げます。

特に、児童福祉施設自動水栓及び温水設備取付工事、住民税非課税世帯や子育て世帯の生活支援としての給付金、給付事業などに係る補正につきましてもお認めいただきましたので、早急に執行してまいります。

一方、それに伴う財政状況ですが、令和3年度末におきまして、財政調整基金及び町債等管理基金を合わせた残高見込額は約20億円となります。また、特定目的基金につきましては、スポーツ振興基金、図書館建設基金、学校給食センター建設等整備基金を合わせた残高見込みは約12億6,000万円となります。今後も大型プロジェクトの実現に向けて着実に基金の積み増しを行い、早期実現に向け、歩みを一歩前に進めてまいります。

一般質問につきましては、16人の方から24問89項目の多岐にわたる提案等をいただきました。特に、柴田町の将来を担う子供たちに関わる質問も多くいただきました。一般質問で提案等をいただきましたことにつきましては、真摯に受け止め、政策の優先順位を見極め、また財政状況を勘案しながら、できることから取り組んでまいります。

私ごとでございますが、今回、今後の心配に関する一般質問もいただきました。現在、これまでに行ってきた「花のまち柴田」をテーマとしたまちづくりや政治姿勢について、多くの町民の皆さんから様々なご意見を伺っているところでございます。

町民の皆様の中からは、多選を指摘する声もあり、これは真摯に受け止めなければならないと思っております。また、私も多選を批判した事実は消えるものではございません。その不徳は謙虚に反省しております。

しかし、一方で、多選がゆえに町民の皆さんからの要望や提案に対し、迅速に対応できることもございます。もし許されるのであれば、政策のマンネリ化やスピード感のなさ、組織の緩みやおごり、お上意識といった、町民の目線からかけ離れた多選の弊害に陥ることのない町政運営に関わり、都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づき、新しい図書館や学校給食センターの建設に向けた、確かな道筋を構築する役割を担うことができれば幸いというふうにも思っております。

最後に、議場の皆様とはこの1年3か月の間、柴田町のまちづくりについて、あらゆる角度から議論を重ねてまいりました。今回は一応節目となりますので、改めて議員の皆様には長い間大変お世話になりましたことを申し上げます、御礼の言葉とさせていただきますと思います。大変ありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） これをもって、令和4年度柴田町議会6月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午前10時59分 休 会

上記会議の経過は、事務局長大山 薫が記載したものであるが、その内容に相違ないことを

証するためここに署名する。

令和4年6月10日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 9 番 平 間 幸 弘

署名議員 10 番 桜 場 政 行